

社会福祉法人 八重福祉会

保育園運営規程

こちの詩保育園

第1章 総則

(事業所の名称等)

第1条 社会福祉法人八重福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) こちの詩保育園
- (2) 沖縄県島尻郡八重瀬町字屋宜原 248 番地 1

(設置の目的及び運営方針)

第2条 こちの詩保育園（以下「当園」と言う。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行う事を目的とする。

- (1) 「当園」は保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」と言う。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供する様に努める。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が家庭と連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- (4) 「当園」は、「沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月26日 条例第85号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする

第2章 利用定員

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」と言う。）
- (2) 法第19条第1項3号の子ども（保育を必要とする3歳児未満児。以下「3号認定子ども」と言う。）のうち、満1歳以上の子ども
- (3) 3号認定の子どものうち、満1歳未満の子ども

単位：人

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上	合計
9	18	18	15	15	15	90

2 前項に関わらず、待児童解消の為、上記定員を超えて受入れる事ができるものとする

第3章 提供する保育等の内容

(提供する保育等の内容)

第4条 当園は、保育所保育方針（平成20年3月28日厚生労働省告示141号）に基づき以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う

- (1) 特定教育・保育（第11条に規程する時間において提供する保育をいう。以下同じ）
- (2) 養護と教育の一体的な提供

- (3) 食事の提供
- (4) 支援サポート（育児相談・子育て講演会等）
- (5) 障害児保育事業
- (6) その他保育に関わる行事等
- (7) 一時保育事業
- (8) 地域活動事業

第4章 職員

（職員の職種、職務の内容）

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 園長
園長は職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対して法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
- (2) 副園長
副園長は保育園のあらゆる責任を負う園長が、一人ではまかないきれない部分をサポートする。
- (3) 事務員
事務員は経理事務、労務事務に従事し、園の円滑な運営のため園長を補佐する。
- (4) 主任保育士
主任保育士は保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
- (5) 保育士
保育士は保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭への連絡等の業務を行う。
- (6) 看護師
看護師は園児の健康管理、観察等保健指導に関する業務等を行う。
- (7) 調理員
調理員は栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (8) 用務員
用務員は園の環境整備、安全対策に関する業務を行う。
- (9) 書類管理員
書類管理員は児童の健康管理に関する業務を行う。

（職務の心得）

第6条 職員はこの規程及びこれに付随する諸規程を遵守し、園長の指示に従い、職場の秩序を維持するとともに、保育事業従事者としてその責務を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

（職員相互の連携）

第7条 法人の事務所及び保育園従事職員は、連携を密にして社会福祉法人としての能力の発揮に努めるものとする。

第5章 児童の処遇

（平等の原則）

第8条 当園は利用乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は施設利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的扱いをしてはならない。

(保育を提供する日)

第9条 保育を提供する日は月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日、慰霊の日を除く。

(保育を提供する時間)

第10条 保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

午前7時00分～午後6時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

午前7時30分～午後3時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

午前8時30分～午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

午前9時00分～午後5時00分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

(登降園)

第11条 登降園については原則として、保護者が付き添うものとし、付き添いが親権者でない場合は身分の確認を行うことがある。

(欠席)

第12条 利用乳幼児が欠席する時は、前日または当日午前9時までに園へ口頭又はコドモンで届け出るものとする。

(休園)

第13条 利用乳幼児又は同居家族に伝染病が発生し、他の利用乳幼児に感染する恐れがあると園長が認めた時は休園を命じる事ができる。

(保護者との連携)

第14条 当園は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、成長、栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。

(秘密の保持)

第15条 当園は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する秘密事項については、漏らしてはならない。ただし、利用乳幼児又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する警察や検察等捜査機関からの命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとする。それ以外の場合は、施設利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿します。

2、職員は、業務上知り得た利用乳幼児及びその家族に関する個人情報について秘匿しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらを秘匿するものとする。

(地域との連携)

第16条 地域住民又は、その自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に関する事項を定める。

(苦情対応)

第17条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、別途苦情対応規程に基づき必要な措置を講じる。

(利用者負担その他の費用の種類)

- 第18条 当園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。
- 2、当園は支給認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準表額（子ども・子育て支援法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3、当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育の提供における便宜に要する費用の内、下表に掲げる支払いを受けることができる。
- (1) 日用品、文房具その他特定教育・保育に必要な物品の購入に要する経費としての実費
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用としての実費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに関わる費用であって支給認定保護者に負担させる事が適當と認められるものの実費
- 4、給食費は、3歳児クラス以上1人あたり必要な経費を徴収する。月額7,000円（主食費2,000円、副食費5,000円）

(利用の開始に関する事項)

- 第19条 当園に入園する時は、八重瀬町との利用調整を行わなければならない。

(利用の終了に関する事項)

- 第20条 当園は、以下の場合に保育の提供を終了するものとする。

- (1) 2号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
- (2) 利用乳幼児の保護者が、法令等の定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について、重大な資料又は困難が生じたとき

(緊急時における対応法)

- 第21条 当園の職員は、保育の提供を行っている時に、利用乳幼児の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または、利用乳幼児の主治医に連絡する等必要な処置を講じるものとする。
- 2、保育の提供により事故が発生した場合は八重瀬町、利用乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3、当園は、事故の状況や事故に際して行った処理について記録するとともに事故発生の原因を解明し、再発防止の為の対策を講ずるものとする。
- 4、利用乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 5、保育教育提供中に食物アレルギー等の対応については別途「アレルギー対応マニュアル」にて適切な処置を行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第 22 条 当園は、非常災害に備え、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第 4 項において「計画等」という。）を作成することとする。
- 2、当園は、計画などに基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡の為の対策を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法について理解させるよう努めるものとする。
- 3、当園は、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に関わる訓練を実施するものとする。
- 4、当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行う事とする。

(虐待の防止の為の措置)

- 第 23 条 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図る為、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2、職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法最低基準第 9 条の 2 及び第 9 条の 3 の規程により以下のような身体的苦痛を与える、人格を辱める等の行為を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接園児の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為。
 - (3) 廊下に出す、小部屋に閉じ込める等して叱る事。
 - (4) 強引に引きずるように連れていく行為。
 - (5) 食事を与えない事。
 - (6) 園児の年齢及び健康状態からみて必要とされる睡眠時間を与えない事。
 - (7) 亂暴な言葉使いや大きな声、園児をけなす言葉を使って心理的苦痛を与える事。
 - (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉使いによる精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをする事。
 - (10) 当該利用乳幼児を無視する事。
- 3、職員は、利用乳幼児の虐待が疑われる場合には、利用乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとする。

(衛生管理・健康管理)

- 第 24 条 当園は、常に園の環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、伝達及び伝染性疾患の感染防止に努めるとともに別途「感染症対策ガイドライン」に則り対策を講ずる。

第 7 章 記録の整備

- 第 25 条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- (1) 保育の実施に当たっての記録
 - (2) 提供した保育に係る提供記録
 - (3) 八重瀬町特定記録・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 10 月条例第 21 号）第 19 条に規程する支給認定を行った市町村への通知に係る記録
 - (4) 保護者からの苦情内容などの記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して行った処理についての記録

第8章 雜則

(改 正)

第27条 この規程を改正、廃止する時は、社会福祉法人八重福祉会理事会の議決を経るものとする。

附 則 この規程は、平成28年2月29日より施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。